

第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務
委託公募型プロポーザル実施要領

1 公募型プロポーザル実施の目的

宇土市では、令和2年度に第8期（令和3年～5年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）を策定し、計画期間中の基本理念を『住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らし続けられる絆のまち「宇土」』として、認知症の人に対する支援や介護予防と健康づくり施策の充実、自立支援と重度化防止について重点的に取り組んでいる。

その第8期計画期間が令和5年度に終了することから、本業務において市内高齢者の状況や市民ニーズ調査等を実施するとともに、第8期計画の検証、分析を行いながら、今後の介護保険制度改正の内容等を踏まえ、第9期（令和6年度～8年度）高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第9期計画」という。）を策定するものである。

については、第9期計画を策定するにあたり、より効果的な計画とするために、専門的な知識と経験を有する事業者を公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務の概要

(1) 委託業務名

第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託

(2) 業務仕様

「第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

なお、仕様書で規定した委託する業務内容は、第9期計画の策定に必要と思われる事項を示したものであり、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではない。

(3) 委託期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(4) 委託金額

上限額 9,386千円（消費税及び地方消費税を含む。）

各年度における委託料の額は以下の価格を上限額とする。

（内訳） 令和4年度分 5,998千円

令和5年度分 3,388千円

(5) 契約方法

公募型プロポーザル方式による随意契約

3 参加資格

本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込み時点で、宇土市における当該業務に係る競争入札参加資格を有していること。又は、入札参加資格審査が申請済であること。
- (3) 宇土市工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成16年訓令第6号）の規定による指名停止措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 本業務に関する十分な実績及び能力を有し、かつ、当該事業を適正に実施できること（過去5年以内に、本市と同規模程度以上の自治体において本計画又はこれに類する計画の策定業務を受託した実績を有していること。また、受託者は、業務に当たり行政計画に精通し、かつ、本計画と同様の計画の策定を2回以上経験したことのある者を事務局と直接調整を行う主任担当者として当たらせること。）。

4 参加申込み・提案書等の提出

(1) 提出書類及び部数

提出書類及び部数は、別紙「提出書類の作成について」のとおり。なお、参考見積書に記載する金額は、年度ごとに人件費等の経費積算の内訳を詳細に記載し、2年度間の総額も併せて明記すること。その際、消費税及び地方消費税の税率は10%とし、税込で記載すること。

(2) 留意事項

副本については、添付した表紙を除き、参加事業者が特定できるような名称、ロゴマークは使用しないこと。

(3) 提出方法

持参又は郵送により提出。郵送する場合は、「特定記録郵便」又は「簡易書留」とし、提出期限までに送付物の到着確認を電話により行うこと。

5 質問の受付及び回答

(1) 提出方法

別添の質問書（様式6）により、電子メールにて提出。また、提出時には、別途、電話によりメールの受信確認を行うこと。なお、電子メール以外での質問の受付は行わない。

（2） 回答方法

電子メールにより随時回答。また、共通に提供すべき情報である場合は、質問及び回答の内容を全応募事業者に周知する。

6 受託候補者の選定手順

審査は、「第9期宇土市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定業務委託公募型プロポーザル評価委員会」において、提案書等の提出された書類及びヒアリング等の内容を審査し、本業務に最も適していると認められる事業者を選定する。ただし、評価得点が60%未満であった場合は、最高得点獲得者であっても候補者として選定しないものとする。

また、応募事業者が1社のみであっても評価委員会において審査を行い、評価得点が60%以上の場合は候補者として選定する。

なお、最高得点獲得者が複数ある場合は、見積金額以外の得点が高い者を上位とする。

（1） 資格確認審査

参加申込み時に提出された書類により参加資格確認を行い、参加資格審査結果通知書を通知する。

（2） プレゼンテーション及びヒアリングの実施（予定）

①日時・場所 令和4年9月上旬・市仮設庁舎

※別途通知。新型コロナウイルス感染症の状況によっては、オンライン開催とする。

②説明時間 プレゼンテーション20分以内、質疑応答10分程度

③説明者 3名以内

※説明者は、補助者を含めて3名までとし、必ず、本業務に主として従事する者がプレゼンテーションを行うこと。

④留意事項

- ・参加事業者が多数の場合は、企画提案書等の内容による事前審査を行い、プレゼンテーションを実施する事業者を限定することがある。
- ・プレゼンテーション及びヒアリングに使用する資料は、既に提出済みの提案書等のみとし、新たな資料等の提示は認めない。

- ・プレゼンテーションに必要な機器は参加者が用意すること。プロジェクター及びスクリーンについては本市で準備を行う。
- ・プレゼンテーションの資料には、参加者を特定することができるような表示及び表現をしないよう留意すること。
- ・欠席の場合は、辞退とみなす。

(3) 評価基準

評価項目及び配点は、次のとおりとする。

- | | |
|---------------|-------|
| ① 業務実績に関する事項 | 15.0点 |
| ② 企画提案書に関する事項 | 75.0点 |
| ③ 参考見積に関する事項 | 10.0点 |

7 全体にかかる留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る経費は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 企画提案書は1事業者につき1案とする。
- (3) 書類提出後の企画提案書等の修正、変更又は追加は認められない。
- (4) 提出された書類は返却しない。
- (5) 企画提案書等の著作権は企画提案者に帰属する。ただし、本市が本プロポーザルに関する報告、公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (6) 提出書類は、宇土市情報公開条例（平成11年条例第1号）に基づく公文書開示請求の対象となる。
- (7) 企画提案書等の提出後に参加を辞退する場合、速やかに担当課へ連絡すること。

(様式5)を提出)

(8) 失格

次の条件のいずれかに該当する場合には、失格となる場合がある。

- ① 提出資料等が本要領の提出方法や条件に適合しない場合
- ② 虚偽の内容が記入されていることが明らかになった場合
- ③ その他、本要領に違反すると認められた場合
- ④ 審査の公平さに影響を与える行為があったと認められる場合
- ⑤ 契約締結までの間に指名停止の措置や指名除外の措置を受けた場合

8 契約・その他

(1) 契約の締結

受託者として選定された者と見積合わせを行った上で契約手続きを行う。受託者として選定された者は、本プロポーザルの審査の結果、最適な契約先相手として選定された者であり、宇土市契約事務規則（平成14年規則第16号）に基づく契約手続きの完了までは、発注者との契約関係が生じるものではない。

(2) 契約に係る業務内容

契約に係る業務内容は、別途、仕様書に定める。なお、契約締結の際に、プロポーザルの内容に即して仕様書の変更を行う場合もあり得るが、提案が必ず仕様書に反映されるわけではない。

9 実施スケジュール

	内 容	期間等	備考
1	実施要領，仕様書公表 (募集開始)	令和4年7月12日(火)	市ホームページ
2	質疑の受付締め切り	令和4年7月22日(金) 午後4時まで	電子メール
3	質疑への回答	随時 全応募事業者への周知は 令和4年7月27日(水)	電子メール
4	参加申込み	令和4年8月3日(水) 午後5時まで	持参・郵送
5	参加資格確認結果通知書等送付	令和4年8月10日(水)	電子メール
6	提案書等の提出期間	令和4年8月22日(月) 午後5時まで	持参・郵送
7	プレゼンテーション	令和4年9月上旬	予定
8	結果通知送付・選定結果公表	令和4年9月中旬	予定

10 担当課（提出先）

〒869-0492 熊本県宇土市浦田町51番地

宇土市 健康福祉部 高齢者支援課 高齢者支援係

TEL：0964-22-1111（代表） FAX：0964-22-2925

E-mail：kourei02@uto.kumamoto.jp